

報 告

本委員会は、一般職の職員（技能職員及び企業職員を除く。以下「職員」という。）の給与の実態を把握するとともに、職員の給与決定の諸条件等について調査研究を行ってきたが、その結果の概要は、次のとおりである。

I 給与改定等

i 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 職員の給与の状況

本委員会が令和 7 年 4 月 1 日現在で実施した「職員給与実態調査」によると、職員数は12,055人であり、その平均年齢は41.0歳、平均経験年数は18.4年、男女別構成は男性52.7%、女性47.3%、学歴別構成は大学卒87.3%、短大卒3.4%、高校卒9.3%、中学卒0.1%となっている。（参考資料第 1 表・第 2 表）

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職及び教育職の 5 種 9 給料表の適用を受けており、これら職員の平均給与月額が390,688円、このうち、行政職給料表適用者の平均給与月額は、給料334,334円、地域手当11,624円、給料の特別調整額7,483円、扶養手当8,114円、住居手当5,718円、その他235円、計367,508円となっている。（参考資料第 3 表）

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所458事業所のうちから、層化無作為抽出法によって142事業所を抽出し、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査の一環として、民間事業所における住宅手当及び通勤手当の支給状況、賞与等の特別給の支給状況について調査した。また、給与改定の状況や高齢者雇用施策の状況等についても調査を実施した。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員の給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(2) 給与改定の状況

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果のうち、まず、新規学卒者（事務員と技術者に限る。）の採用を行った事業所の割合は、大学卒で35.2%、高校卒で32.0%となっており、そのうち大学卒で85.2%、高校卒で86.0%の事業所において、初任給が増額となっている。（参考資料第13表）

給与改定の状況は、一般の従業員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は74.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は2.8%で、ベースダウンを実施した事業所はなく、ベースアップ慣行がない事業所の割合は23.0%となっている。

同じく一般の従業員で見ると、定期昇給を実施した事業所の割合は92.9%、定期昇給を中止した事業所はなく、昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は34.7%、減額となっている事業所の割合は1.2%となっている。（参考資料第23表）

3 公民給与の比較方法の見直し

(1) 見直しに至る経緯

公民給与は、本県の職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を精密に比較して、その較差を算出している。

このうち、比較対象の企業規模については、従前は100人以上としていたが、人事院が平成18年に50人以上とする見直しを行った際に、本県もこれにあわせて見直しを行ったところである。

この比較対象企業規模については、令和6年10月の総務省の「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」給与分科会報告書において、再考についての意見が出され、国家公務員の今後の検討内容を注視しつつ、引き続き検討していく必要があるとされた。

その後、令和7年3月の人事院の人事行政諮問会議の最終提言において、官

民給与の比較対象となる企業規模を見直すべきであるとされた。

(2) 比較対象企業規模の見直し

公民給与の比較に当たっては、一定の企業規模以上の民間給与水準を公務に反映させるとともに、一般に、同一の役職でも企業規模が大きいほど職務・職責も大きくなることを踏まえ、民間と公務の各役職段階の対応関係に一定の差を設けている。

人事院においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、前述の経緯を経て、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模の見直しが行われたところである。

本委員会においても、本県の行政課題の複雑化・多様化や人材確保の厳しい状況を踏まえ、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に引き上げることとする。

また、特別給の公民比較においても、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

4 本年の職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはベースアップの中止等を行った企業も含め公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の職務に従事する者について、役職段階、学歴及び年齢が対応すると認められる者の本年4月分の相互の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、民間給与との比較対象である職員の平均給与月額が370,318円、民間従業員の平均給与月額は381,431円となり、職員の給与が民間給与を11,113円（3.00%）下回っている。（参考資料第24表）

(2) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 of 4.65 月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60 月）が民間事業所の特別給の支給割合を 0.05 月分下回っている。（参考資料第 18 表）

5 物価及び生計費

総務省による本年 4 月における高松市の消費者物価指数は、昨年 4 月に比べ 3.5% 上昇している。

また、本委員会が総務省の家計調査を基礎に算定した本年 4 月における高松市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 153,614 円、177,342 円及び 201,063 円となっている。（参考資料第 25 表）

6 職員の給与と国及び他の都道府県職員の給与との比較

令和 6 年 4 月 1 日現在における国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用職員の給料を、学歴別、経験年数別に比較すると、国家公務員の俸給月額を 100 とした場合の本県職員のラスパイレス指数は 99.7、全都道府県職員の平均指数は 99.7 となっている。本県職員の給与水準は 47 都道府県中 20 位であり、全国中位となっている。

（総務省「令和 6 年地方公務員給与実態調査」）

7 本年の給与の改定等

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

本年の職種別民間給与実態調査においては、初任給の増額やベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加している。また、ベースダウンを実施した事業所はなく、定期昇給を実施した事業所の割合が高かった。

4 の (1) のとおり、本年の民間給与との較差について、職員の給与と民間給与とを比較したところ、職員の給与が民間給与を 11,113 円（3.00%）下回っていることが判明した。

また、4 の (2) のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数

(4. 60月) が、民間の特別給の支給割合(月数)を0.05月分下回っていることが判明した。

本委員会は、給与に関する諸事情を慎重かつ総合的に検討した結果、職員の給与について次のように改定等を行うことが必要であると認める。

(1) 給料表

行政職給料表については、本県においても、本年の民間給与との較差の大きさ等を踏まえ、人事院勧告における俸給表に準じて、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号給についても、引上げ改定を行うこととする。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(一)の改定状況を踏まえ、人事院勧告に準じて改定することとする。

(3) 地域手当

県内の地域については、平成26年4月から県内全域を支給地域として地域手当を支給しているところであり、県内の民間給与との比較において、地域の民間給与の適切な反映という地域手当の趣旨の観点から改定の必要性は認められなかったことから今回も据え置くとともに、今後、特段の事情が認められないまでの間は据え置くこととする。

(4) 通勤手当

昨年の人事委員会報告において、「自動車を利用する職員の通勤環境の改善を顧慮すべきものと思われる。については、今後、本県の通勤実態等の詳細を調査のうえ、自動車を利用して通勤している者への何らかの支援を検討していく

ことが求められる。」と言及したことを踏まえ、職種別民間給与実態調査では、通勤手当の支給状況についても調査を実施した。その調査結果及び国並びに他の都道府県との均衡等を考慮し、以下のとおり見直しを行うこととする。

① 自動車等使用者に対する通勤手当における使用距離の区分の創設

自動車等使用者に対する通勤手当における使用距離の区分については、片道 5 km ごとに手当額を定めており、上限は「50km 以上」の 30,700 円であるが、本県の県土や職員の通勤実態、他の都道府県の状況等を総合的に勘案して、令和 8 年 4 月から、上限を「60km 以上」とし、「50km 以上」の部分について 5 km 刻みで新たな区分を設けることとする。

新たな距離区分の支給額については、現在の各区分の手当額を踏まえ、「55km 以上 60km 未満」は 33,500 円と「60km 以上」は 36,300 円とする。

② 自動車等使用者に対する通勤手当における駐車場等の利用に対する手当の新設

人事院勧告においては、1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設が勧告された。

本県の職種別民間給与実態調査の結果においても、従業員の駐車場利用に係る自己負担を軽減するため、事業所内に従業員の費用負担のない駐車場を用意するなど、何らかの措置を講じている事業所が約 7 割あり、通勤に係る駐車場利用に要する費用が全額自己負担となっている事例は少ないことから、人事院勧告に準じて、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を行うこととする。

③ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、国に準じて、所要の措置を講ずることとする。

(5) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

国に準じて、以下のとおり見直しを行うこととする。

① 特地勤務手当

特地勤務手当について、地域手当が支給される場合に支給額を減ずる調整措置を廃止することとする。

② 特地勤務手当に準ずる手当

特地勤務手当に準ずる手当について、特地公署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても支給することとする。

③ その他

特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改めることとする。

また、特地公署等について、5年ごとに見直すのを例とする人事委員会規則における規定を廃止することとする。

なお、へき地手当についても、文部科学省の対応を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(6) 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直対象職員の給与の状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて改定することとする。

(7) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間ににおける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等

になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当についても、同様の方法で支給月数を引き上げる。

(8) 月例給与水準を適切に確保するための措置

本年の人事院勧告では、人材獲得競争が厳しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設することとされた。一般職の地方公務員には最低賃金法（昭和34年法律第137号）が適用されないが、本県においても、今後の国における法整備の状況や他の都道府県の動向、本県の最低賃金の状況等を踏まえて、適切に対応していく必要がある。

(9) その他

職員の職務の級を決定する場合に必要な資格を定めている級別資格基準表については、本県の人事管理の実態等を踏まえたうえで、今後、廃止に向けた検討を行うこととする。

ii 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴う措置

1 教職調整額

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）が本年6月に改正され、公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の給料月額100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げることとし、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行うこととされたところである。

本県においても、この法改正に伴い、所要の措置を講ずることとする。

あわせて、教職調整額の支給の対象とならない校長、副校長及び教頭についても、教職調整額の引上げに相応して、処遇改善を図る必要がある。

2 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当については、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)が本年6月に改正され、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の類型に応じて支給されるものとされたところであり、今後、施行される省令を踏まえて対応を行う必要がある。

3 その他の手当等

その他の手当等についても、文部科学省の対応を踏まえ、適切に対応する必要がある。

II 人事管理

1 人材の確保・育成

我が国では少子高齢化と人口減少が進み、国際情勢は不安定な状況が続いている。また、デジタル技術の著しい進展や新型コロナウイルス感染症の影響とも相まって、民間企業・公務職場を問わず、働き方と働くことに対する価値観は大きく様変わりしており、転職を繰り返し、また同時に複数の就業・副業を行うというような人材の流動化は、今後、ますます進んでいくものと考えられる。

こうした中、県民の生命と財産を守り、暮らしや産業の基盤を整え、地域の未来を支える人づくりを担う職員の採用は、年々厳しくなり、職種によっては危機的状況となっている。また、職員の年齢構成の二極化と、これに伴う近い将来の管理職員・グループリーダーの成り手不足や、定年延長に伴う高齢層職員が活躍できる職場づくり、個々のライフステージに応じた働き方ができる環境整備などの課題も抱えている。

職員の人材確保と育成は、今後の県勢の発展を支える、最も重要な事項であるとの認識のもと、強い危機意識を持って取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

(採用試験の多様化・早期化)

民間企業では、人手不足を背景に、積極的な採用活動を続けており、国家公

務員や他の地方公務員の採用試験においても試験内容の多様化や実施時期の早期化、受験対象年齢の拡大が図られるなど、職員採用を巡る競争は、年々、激化している。

本県の県職員等採用試験においては、受験者の減少傾向が続く一方、最終合格後の採用辞退者は増加するなど、極めて厳しい状況にある。

こうした中、本委員会では、県職員等採用試験において、昨年度には一般行政事務Bの試験区分の受験年齢の上限の引上げを行い、今年度には、この一般行政事務Bと一部の技術系区分について、試験日程を大幅に繰り上げるとともに、第1次試験は指定の期間内で、受験者の都合の良い日程とテストセンター会場を選択できる方式を取り入れたところである。これらの取組みの結果、今年度、一般行政事務においては、一定数の受験者数は確保できた一方、技術系職種の状況は、年々、深刻さを増しており、採用予定人数を受験時の段階から確保できない職種もある。少子化が進んでいく中、民間企業の人手不足の状況を考えると、今後も極めて厳しい状況が続くものと思料される。

人材の確保には、まずは採用試験の受験者数を確保していく必要があり、採用試験に関する様々な課題を整理しながら、本委員会として、採用試験の多様化・早期化をはじめ試験の方法や内容の見直しについて、任命権者とともに取り組んでいく必要があると考えている。

（県職員の魅力発信）

前述のとおり、民間企業、公務職場を問わず、職員採用を巡る競争は、年々、激化しており、SNSを中心に、動画等も活用して、積極的な情報発信が行われている。本県では、本委員会において、昨年から新たに写真投稿を中心としたSNSに「香川県職員採用」のアカウントを立ち上げるとともに、各任命権者もSNSや様々な広報ツールを活用して情報発信に努めているが、他の公務職場と比べても競争力があるとは言い難い状況である。

就職活動を行う学生・生徒等にとって、県職員の業務の内容や勤務条件などは十分に知れ渡っているとは言えない状況の中、県職員の魅力や県行政に携わることの意義、多様な働き方への取組みについて、学生・生徒等の立場に立った情報発信を戦略的に行っていく必要がある。

また、任命権者においては、若手職員によるプロジェクトチームからの提言

を受けて、今年度、リクルーター制度の創設やインターンシップの充実に取り組んでいるところである。今後も、若手職員の意見を尊重しながら、リクルーター制度やインターンシップをより一層充実させていくとともに、採用試験合格後にきめ細かなフォローを行っていくことが求められる。

（中長期的観点からの定員管理）

現在、定年退職の年齢の引上げが行われており、また、職員の年齢構成は、高齢層と若年層に二極化し、近い将来に、管理職を担う中間層が数的に少ない状況にある。

また、若年層が増加し、男性職員を含め、育児休業を取得する職員の増加が見込まれる中、対象職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整えるためには、代替職員の安定的な確保は不可欠であり、働きやすい環境づくりは就職活動を行う学生・生徒や転職を考えている社会人にとっても関心が高い要素であると考ええる。

こうした状況を踏まえ、職員の年齢構成や育児休業取得者等の見通しを考慮した、中長期的観点からの定員管理に努める必要がある。

(2) 人材の育成

組織のパフォーマンスを向上させるためには、職員の主体的な成長を促進するための取組みが重要である。

任命権者においては、それぞれの育成方針のもと、これまで人事評価を通じて職員の能力や適性を把握し、長期的な人材育成を視野に入れながら計画的な人事配置を行うとともに、職員研修の受講機会の確保や職場研修の推進、職員育成面談の実施など、人材育成の着実な実施に努めてきたところであり、今後も引き続き、取り組んでいく必要がある。

（キャリア形成への支援）

職員のキャリア形成については、求められる職員像を共有したうえで、組織的な支援を行うことが重要である。多様な業務を経験する機会の付与を通じた人材育成を行いながら、豊富な経験や知識を有する職員から若手職員への技術継承を一層推進するとともに、職員研修の受講機会の拡充や資格取得の支援により、職員の専門能力の向上を図ることが求められる。

また、職員の年齢構成が二極化している現状において、比較的人数の少ない中間層の職員のマネジメント能力の向上を図り、管理職員の候補となる人材の育成に危機意識を持って取り組むことが強く求められる。

あわせて、行政のD X（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け、デジタル人材を計画的に確保・育成していくことも重要である。

（女性の活躍推進）

女性の活躍推進については、本年6月に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）等の一部を改正する法律が公布され、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の期限が10年間延長されるなど、官民ともに、その一層の推進が求められているところである。

こうした中、本県においては、課長補佐級・係長級職員に占める女性の割合は全国平均を上回り、新規採用職員に占める女性の割合も全国上位にあり、今後とも、職員が、性別を問わず、将来高い職責を担うことを見据えた業務分担や職域拡大に取り組むなど、キャリアアップへの動機づけを行うことにより、性別を問わず管理職員の候補となる人材の層を厚くしていくことが重要である。

（ポストや業務へのチャレンジ）

人材の流動化が進み、採用形態や経歴が異なる多様な人材が増えていくことが見込まれる中、ポストへの人員配置・登用に当たっては、「庁内公募制度」を効果的に活用して、その職務に対して必要な知識や経験を持ち、意欲のある人材を配置していくことも重要である。

あわせて、勤務時間の一部を自身の所属以外の業務に充てることができる「庁内ジョブチャレンジ制度」を積極的に活用して、若手・中堅職員のキャリアプランの形成につなげていくことも重要である。

(3) 人事評価

人事評価においては、担当する業務の成果が客観的にわかりやすいものもあれば、そうでないものもあり、職員の働き方も多様化が進んでいる中、これまで以上に公平で納得性のある人事評価を行うことが求められる。

今後も、組織のパフォーマンスの向上に向け、評価する側のスキルを高めるとともに、個々の職員が目標を設定し、その達成度を評価する仕組みや、人材育成の取組みを適切に評価する手法、効果的なフィードバックの方法などを検討して、職員の成長につながる評価を行う必要がある。

2 勤務環境の整備

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作るためには、個々のライフステージに対応できるよう、多様な選択肢を持つ、柔軟な働き方を実現できる制度を整えとともに、長時間労働の解消に向け、総実勤務時間を短縮していくことが重要である。

本県においては、平成27年度から早出勤務・遅出勤務といった勤務時間の弾力的運用を、平成30年度から在宅勤務・モバイルワークといったテレワークを、そして今年度からはフレックスタイム制を、それぞれ導入するなど、任命権者において柔軟な働き方の環境整備に取り組んでいるところである。

今後も、健康管理対策の推進とあわせ、働く場としての公務職場の魅力向上のためにも、勤務環境の整備を図っていく必要がある。

(1) 働きやすい環境づくり

(働き方の選択肢の多様化)

今年度から導入されたフレックスタイム制は、職員の事情や希望に応じて勤務時間を選択できるものであり、公務の運営に支障がない範囲において、より積極的に推進していくことが求められる。

また、休業・休暇については、今年度から、

- ・育児部分休業の取得単位を30分から15分に、取得形態を選択可能なものに、それぞれ見直し
- ・育児部分休業の取得が小学校就学始期に達するまで可能なところ、9歳の3月末まで同様の休暇が取得できる子育て部分休暇の新設
- ・介護休暇や出産補助休暇等について、最小の取得単位を時間単位から15分単位に変更する見直しがそれぞれ行われたところである。

こうした中、育児休業については、代替職員の確保に引き続き努め、性別を問

わず、希望する職員が取得できる環境を整える必要がある。

あわせて、職種により勤務する職場が限定されるなどの理由から、遠距離通勤を余儀なくされる職員については、その実情を踏まえ、働きやすい環境づくりに向け、引き続き検討していく必要がある。

今後も、職員のWell-beingの向上に向け、多様な働き方を選択できる環境づくりに取り組んでいくことが重要である。

(ハラスメント対策)

職場におけるハラスメントについては、心の病気を引き起こす要因となるだけでなく、各職場の円滑な業務運営に支障を及ぼすことから、その発生を防止するとともに、ハラスメントが潜在化しないよう、意識啓発に取り組み、相談体制を一層充実させるなど、ハラスメントを根絶する強い意志を持って対策を推進していく必要がある。

とりわけカスタマー・ハラスメントについては、本年6月に労働施策総合推進法が改正され、その防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが、地方公共団体を含む事業主に義務付けられたところである。

任命権者においては、本年1月から2月に職員に対するアンケート調査を行い、「過去3年間で、カスタマー・ハラスメントに当たると思われる行為」について、回答した職員のうち49.1%が「受けたことがある」、19.9%が「自身は受けたことはないが、周囲の職員が受けているのを見聞きしたことがある」との結果を得るとともに、今後、対応マニュアルの策定などの対策について具体的検討を進める予定としている。カスタマー・ハラスメントに対しては、こうしたマニュアルをできる限り早期に整備するとともに、職員向けの研修や県民向けの発信を行うなど、職員が安心して働くことができる環境を整える必要がある。

また、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、職場での様々なハラスメントは、職員の尊厳と働く権利を侵害するものであり、その防止と生じた場合の対応として、研修等を通じた職員の意識啓発と相談窓口の充実に、引き続き取り組むことが求められる。

本委員会としても、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、職員からの苦情相談等に引き続き適切に対応していく。

(兼業の推進)

人事院は、本年2月に、兼業に関する職員アンケートの結果として、現行制度では認められないものも含め、今後兼業を行うことを希望する職員の割合は32.9%で、希望する職員の割合は年齢層では30代以下が相対的に多いことなどを公表しており、今後、兼業制度について、時代に即した見直しを進めていくこととしている。

地域における社会課題が多様化する中、公益性の高い分野において、職員が「兼業」により積極的に関わっていくことは、地域課題の解決とともに、職員自身の成長、さらには人材の確保にもつながっていくことが期待されることから、国の動きも注視しつつ、職員がこうした兼業に従事することを推奨していくことが求められる。

(2) 総実勤務時間の短縮

長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、職員の心身の健康の保持増進はもちろんのこと、公務の能率的な運営の確保、労働意欲や活力の向上、人材の確保など、様々な観点から、県として優先的に取り組むべき重要な課題である。

管理職員においては、総実勤務時間の短縮が重要課題の一つであるという認識のもと、リーダーシップを発揮し、定時退庁や年次休暇の取得がしやすい勤務環境の整備に取り組むことはもとより、超過勤務の適正な管理と縮減や年次休暇の取得促進に向け、職場における適切な業務配分と計画的な執行に努めるなどマネジメント能力を一層向上させることが重要である。

また、職員一人ひとりにおいても、常にコスト意識を持って、自発的に業務の改善や効率化に取り組むとともに、計画的で効率的な業務遂行に努めることが必要である。

(長時間労働の解消)

超過勤務については、人事委員会規則により、平成31年4月から、超過勤務命令を行うことができる上限時間等を設定しているが、現状としては、この超過勤務の上限を超える事例が見られる。部局全体における人数割合は、令和6年度は7%強と3年ぶりに増加しており、依然として特定の所属・職員に超過勤務が集中している状況である。

任命権者においては、これまでも超過勤務の縮減を図るため、様々な取組みを行っているが、こうした状況を踏まえ、引き続き総実勤務時間の短縮に向けた強い取組み姿勢を持って、超過勤務の要因分析を行い、その結果に基づいて、業務改善や事務・事業の見直しに取り組むとともに、必要な人員の確保や適正な人員配置に努めるなど、総実勤務時間の短縮に向けた取組みをより一層進めていくほか、職員が命令を受けずに超過勤務を行うことや、休憩時間を取らずに勤務することがないように、引き続き適切な勤務時間管理を行う必要がある。

また、大規模災害への対処等、重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務については、任命権者において「特例業務」として認めることにより、上限を超える超過勤務を命ずることができるものの、特例業務に係る超過勤務については、上限を超えた部分を必要最小限とすること、職員の健康の確保に最大限の配慮をすること、事後に要因の整理、分析及び検証を行うことを人事委員会規則では求めているところである。

長時間労働の解消に向けては、超過勤務時間のみならず、勤務時間の総量を踏まえた取組みを進めていく必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を担っていることを踏まえ、引き続き人事委員会規則の遵守状況の把握に努め、必要に応じて任命権者に対し指導・助言等を行っていく。

（年次休暇取得の促進）

年次休暇については、任命権者における積極的な取組みの効果もあって、職員1人当たり取得日数は、近年増加傾向にあり、また、1年間の取得が5日未満の人数の割合は、いずれの部局においても、令和2年から6年にかけての4年間で、大きく減少しているものの、今なお部局全体で5%強、県立学校の教職員に限ると13%弱の職員が5日未満となっている。

民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置を踏まえ、年5日の年次休暇の確実な取得が求められるところであり、任命権者においては、引き続き計画的な年次休暇取得を促進するための取組みを進める必要がある。

(3) 教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた取組み

教員の勤務環境を改善し、教員に意欲と熱意を持つ優れた人材を確保すること

は、我が国の将来に関わる極めて重要な事項である。

中央教育審議会は、昨年6月に、全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指し、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、答申を行った。

その後、本年6月には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）等が改正され、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付けに関する規定の整備等の措置が講ぜられるとともに、1箇月時間外在校等時間については、令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標とし、国において必要な措置を講ずることが定められた。

県教育委員会においては、学校における働き方改革や、教員を支える体制の強化・充実にこれまでも注力してきたところであるが、この法改正や現在の教員の時間外在校等時間の状況など学校現場の実情等も踏まえ、教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向け、より一層取り組んでいく必要がある。

(4) 高齢層職員が活躍できる職場づくり

現在、定年退職の年齢の引上げが行われ、また、近年の給料表の改定は初任給や若年層に厚く配分する形が続いている。

こうした状況の中、再任用職員を含む高齢層職員が、今後もモチベーションを維持しつつ、これまで培った豊富な経験や知識・技術を発揮して引き続き活躍できるよう、担当する業務の内容や人事配置のほか、給与・任用形態等を含めた高齢期雇用の在り方について、国や他の都道府県、民間企業の動向等を注視しながら、今後も検討を行っていく必要がある。

(5) 健康管理対策の推進

職員の心身両面にわたる健康管理は、職員本人とその家族にとってはもちろんのこと、公務の能率的な運営の確保や県民に対する質の高いサービスの提供の観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも各種健康診断、健康診断事後指導、カウンセ

リング、セミナー等の事業を実施し、その内容の充実を図ってきたところであるが、病気休職者はここ数年高い水準で推移しており、定期健康診断における有所見者の割合も依然として高い水準で推移している。病気休職や在職死亡を未然に防ぐためにも、引き続き、各種診断結果についての適切な指導の機会や職員が相談しやすい環境を充実させることにより、職員自らの健康管理意識を向上させていく必要がある。

とりわけメンタルヘルスについては、病気休職者のうち心の病気が原因である者が依然として半数以上を占めていることから、心の不調者の発生防止、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰と再発防止といった各段階に応じた対策を引き続き重点的に講じることが重要である。

任命権者においては、これまでも個別相談や研修、長期病休者の円滑な職場復帰支援等の対策を行ってきたところであるが、ストレスチェックを適切に実施し、職員自身のストレスへの気付きやその対処の支援、集計・分析結果の勤務環境改善への活用等を通じて、職員が心の不調になることを未然に防ぐとともに、管理職員による部下の健康状態の的確な把握と早期対応を促進することが重要である。

また、長時間労働は、職員の心身の疲労を蓄積させ、心と身体の病気を引き起こす要因にもなり得ることから、引き続き、超過勤務の縮減に向けた取組みを着実に進めるとともに、やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、その健康を確保するため、医師による面接指導等を確実に実施するなど、職員の健康管理対策を推進する必要がある。

あわせて、心身の健康に重大な影響を及ぼすハラスメントのない職場づくりに向け、前述のとおり、意識啓発に取り組み、相談体制を一層充実させるなど、ハラスメントを根絶する強い意志を持って対策を推進していく必要がある。

3 公務員倫理の徹底

公務員は、全体の奉仕者として、率先して法令を遵守することはもちろんのこと、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が強く求められている。

多くの職員は、県民の信頼に応えるべく真摯に日々の職務に精励しているところであるが、一部の職員による不祥事の発生は、県民の公務に対する信頼を失墜させることとなるため、任命権者においては、引き続き、職場での指導や研修等あらゆる

る機会を通じて、コンプライアンスの一層の徹底を図るとともに、職員においては、一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として県民の期待と信頼に応えられるよう、強い使命感と高い倫理観を持って行動する必要がある。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保するために設けられたものである。

本勧告においては、職員の給与と民間の給与との較差を解消し、国や他の都道府県との均衡を図る観点から、給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等について、所要の措置を講じていくこととした。

議会及び知事におかれては、人事委員会報告・勧告制度の意義や役割を御理解いただき、速やかに勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

I 本年の民間給与との較差に基づく給与改定等

1 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

2 初任給調整手当

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。
- (2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

3 通勤手当

- (1) 自動車等使用者に対する通勤手当の額を、36,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。
- (2) 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

4 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

- (1) 特地公署に勤務する職員に対する、地域手当の額の限度において特地勤務手当を支給しない措置を廃止すること。
- (2) 新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤する

こととなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

5 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ7,050円、11,550円）とし、常直勤務に係る支給月額を23,500円とすること。

6 期末手当及び勤勉手当

(1) 令和7年12月期の支給割合

① ②及び③以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（特定管理職員にあつては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（特定管理職員にあつては、1.275月分）とすること。

② 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.725月分（特定管理職員にあつては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分（特定管理職員にあつては、0.625月分）とすること。

③ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分すること。

(2) 令和8年6月期以降の支給割合

① ②及び③以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.2625月分）とすること。

② 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特

定管理職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とすること。

③ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

Ⅱ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴う措置

1 教職調整額

教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者を除く。）に支給される教職調整額について、その者の給料月額100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げること。

2 校長、副校長及び教頭の処遇改善

教職調整額の引上げにあわせて、校長、副校長及び教頭の処遇改善を図ることとし、令和8年1月1日以降の給料表（備考欄）は、別記第2のとおりとすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの6の(1)については令和7年12月1日から、Ⅱについては令和8年1月1日から、Ⅰの3及び6の(2)については令和8年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

Ⅰの4の(2)の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(2) 教職調整額に関する特例措置

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間におけるⅡの1の引上げについては、毎年100分の1ずつ段階的に行うこととし、「100分の10」とあるのは、次の表のとおりとすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700		409,300				
	87	266,500	306,100	356,100		409,600				
	88	266,800	306,400	356,500		409,800				

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	267,100	306,700	356,700		410,000				
	90	267,400	307,000	357,100		410,300				
	91	267,700	307,300	357,500		410,600				
	92	268,000	307,600	357,900		410,800				
	93	268,300	307,800	358,100		411,000				
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	509,900
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	509,900
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	509,900
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	509,900
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	509,900
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	509,900
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	509,900
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	509,900
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	円
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100				
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500				
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900				

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200				
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600				
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000				
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400				
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700				
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					
	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126			390,000						
	127			390,500						
	128			391,000						
	129			391,300						
	130			391,800						
	131			392,300						
	132			392,800						

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	133			393,100						
	134			393,600						
	135			394,000						
	136			394,400						
	137			394,700						
	138			395,100						
	139			395,600						
	140			396,100						
	141			396,400						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の分 区	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
	58	282,200	329,100	400,100	458,200	
	59	282,700	329,500	400,800	458,700	
	60	283,300	329,800	401,500	459,200	
	61	283,900	330,200	402,100	459,700	
	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600	414,400		
	83	297,200	343,200	414,900		
	84	297,800	343,800	415,600		
	85	298,300	344,300	416,000		
	86	298,900	344,800	416,500		
	87	299,600	345,200	417,000		
	88	300,200	345,600	417,700		

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	89	300,700	345,900	418,100		
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表
ア 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
	78	265,000	301,000	338,100	359,700				
	79	265,300	301,200	338,500	359,900				
	80	265,500	301,500	339,000	360,200				
	81	265,700	301,800	339,500	360,700				
	82	266,000	302,000	339,800	361,000				
	83	266,300	302,300	340,000	361,300				
	84	266,500	302,600	340,300	361,600				
	85	266,700	302,800	340,700	362,000				
	86		303,000	341,100	362,300				
	87		303,200	341,400	362,600				
	88		303,400	341,700	362,900				

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	89		303,800	342,000	363,300				
	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				
	96		305,500	343,900	365,600				
	97		305,800	344,100	366,100				
	98		306,000	344,400	366,500				
	99		306,200	344,700	366,900				
	100		306,500	344,900	367,300				
	101		306,800	345,100	367,800				
	102		307,000	345,300					
	103		307,200	345,700					
	104		307,500	345,900					
	105		307,800	346,100					
	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (三)

職 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900		

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300		
	90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
	125	310,500	342,000					
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表
ア 大学教育職給料表

職員の分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	
	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	
	43	352,600	411,300	451,600	
	44	352,900	412,400	452,300	

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円
	45	353,400	413,300	453,000	
	46	353,900	414,300	453,900	
	47	354,400	415,300	454,800	
	48	354,700	416,200	455,700	
	49	355,000	417,400	456,600	
	50	355,300	418,700	457,500	
	51	355,600	420,100	458,500	
	52	355,900	421,400	459,400	
	53	356,300	422,200	460,400	
	54	356,600	423,200	461,400	
	55	357,000	424,200	462,300	
	56	357,300	425,300	463,300	
	57	357,600	426,200	464,200	
	58	358,000	426,900	465,100	
	59	358,300	427,700	466,000	
	60	358,700	428,400	467,000	
	61	359,000	429,100	467,800	
	62	359,300	429,900	468,200	
	63	359,700	430,700	468,800	
	64	360,000	431,300	469,400	
	65	360,300	431,900	470,000	
	66	360,700	432,200	470,700	
	67	361,000	432,500	471,000	
	68	361,400	432,800	471,600	
	69	361,800	433,100	472,000	
	70	362,100	433,400	472,300	
	71	362,500	433,600	472,600	
	72	362,900	433,900	472,900	
	73	363,200	434,100	473,200	
	74	363,600	434,300		
	75	364,000	434,600		
	76	364,400	434,900		
	77	364,700	435,100		
	78	365,100	435,300		
	79	365,500	435,600		
	80	366,000	435,900		
	81	366,500	436,100		
	82	367,100	436,300		
	83	367,800	436,600		
	84	368,400	436,900		
	85	369,000	437,100		
	86	369,600	437,400		
	87	370,200	437,700		
	88	370,800	437,900		

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円
	89	371,300	438,100		
	90	371,700	438,400		
	91	372,000	438,700		
	92	372,400	438,900		
	93	372,800	439,100		
	94	373,200			
	95	373,600			
	96	374,000			
	97	374,600			
	98	375,100			
	99	375,500			
	100	376,000			
	101	376,400			
	102	376,900			
	103	377,200			
	104	377,500			
	105	378,000			
	106	378,400			
	107	378,900			
	108	379,400			
	109	379,800			
	110	380,300			
	111	380,700			
	112	381,100			
	113	381,500			
	114	381,900			
	115	382,300			
	116	382,700			
	117	383,100			
	118	383,500			
	119	383,900			
	120	384,300			
	121	384,600			
	122	385,000			
	123	385,400			
	124	385,700			
	125	386,100			
	126	386,600			
	127	387,100			
	128	387,500			
	129	387,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		298,500	309,800	332,500	419,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			

職 員 の 分 区 号	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000	440,100	
	83	306,700	372,800	428,300	440,400	
	84	307,300	374,000	428,500	440,600	
	85	307,700	375,200	428,700	440,800	
	86	308,100	376,400	429,000	441,100	
	87	308,600	377,500	429,300	441,400	
	88	309,100	378,600	429,500	441,600	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	89	309,500	379,600	429,700	441,800	
	90	310,000	380,700	430,000	442,100	
	91	310,400	381,800	430,300	442,400	
	92	310,900	382,900	430,500	442,600	
	93	311,200	384,000	430,700	442,800	
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員の給料表

給料 号	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別記第2

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			

職 員 の 分 区 号	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職 員 の 分 区 号	職務 の級 給 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000	440,100	
	83	306,700	372,800	428,300	440,400	
	84	307,300	374,000	428,500	440,600	
	85	307,700	375,200	428,700	440,800	
	86	308,100	376,400	429,000	441,100	
	87	308,600	377,500	429,300	441,400	
	88	309,100	378,600	429,500	441,600	

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	89	309,500	379,600	429,700	441,800	
	90	310,000	380,700	430,000	442,100	
	91	310,400	381,800	430,300	442,400	
	92	310,900	382,900	430,500	442,600	
	93	311,200	384,000	430,700	442,800	
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			

職 員 の 分 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。